

令和7年度次世代型太陽電池導入モデル創出業務委託 契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和7年度次世代型太陽電池導入モデル創出業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（注意義務）

第2条 乙は、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（守秘義務）

第3条 乙は、委託業務を処理するに当たり、甲から秘密である旨を表示又は書面通知された事項を、甲の書面による許可なく、第三者に漏らしてはならない。委託業務を中止又は終了した後も同様とする。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 甲から提供された情報によらず、独自に開発した情報

（個人情報の保護）

第4条 乙は、この契約による委託業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委託期間）

第5条 この委託期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

（申出義務）

第6条 乙は、甲の定める仕様書の中に不適当な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となつたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費及び支払方法）

第7条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を超えない範囲の金額を支払うものとする。

2 乙は、第14条第2項の通知を受理した後に委託費を請求するものとし、甲は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。甲が必要と認めるとき、委託料を前金払できるものとする。なお、前金払の限度額は金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とし、前金払いされた金額を除いた委託費は、委託業務完了後に第14条第2項の通知を受理した後に請求するものとする。

(契約の変更)

第8条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとすることは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）。

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者。

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者。

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者。

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者。

3 甲又は乙は、正当な理由により1月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第11条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務実施計画書の提出)

第12条 乙は、この契約の締結後14日以内に仕様書に定める委託業務実施計画書を甲に提出しなければならない。

(処理状況の報告等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(委託業務実績報告書の提出)

第14条 乙は、委託業務が完了したときは、仕様書に定める委託業務実績報告書を速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、この契約の目的を達成していると判断したときは、乙に対し、委託業務実績報告書の受理日から起算して10日以内に、その旨を通知するものとする。

3 委託業務の成果が前項の審査に合格しないとき、乙は直ちに契約の内容に適合するよう手直しした後、再び甲の審査を受けなければならない。この場合において、前項に規定する期間は、再審査の申出を受けた日から起算する。

(契約解除後の委託業務実績報告書等の提出)

第15条 甲又は乙が第10条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、契約解除後7日以内に第14条の委託業務実績報告書に必要な書類を添付して甲に提出しなければならない。

(委託費の処理)

第16条 甲又は乙が第10条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

2 委託費が前金払いされているときは、乙は、前金払いされた委託費のうち、甲が認める既履行部分に相当する額を除き、これを甲に返還する。

3 甲は、乙が第2条、第3条、第4条、第8条、第9条の規定に違反した場合は、委託費の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。

(帳簿及び証拠書類)

第17条 委託業務に係る経費については、帳簿を備え収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしなければならない。この場合において、帳簿及び支出内容を証する証拠書類を事業完了年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(著作物の帰属)

第18条 委託業務の実施により、甲に引き渡された成果物に係る所有権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含む）は、甲の乙に対

する委託費がすべて支払われたとき、乙から甲へ移転するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が委託業務の着手以前から有していた成果物に係る著作権等の知的所有権については、乙に留保されるものとする。この場合、乙は甲に対し、成果物を甲が業務を遂行するために自由に利用（複製等及び翻訳して二次的著作物を創作することを含む）することを無償で許諾するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第三者が著作権を有している著作物（以下「第三者著作物」という）が当該成果物に組み込まれた場合は、第三者著作物にかかる著作権については、当該第三者に留保される。この場合、乙は権利者から必要な利用許諾を得るものとする。

4 乙は、成果物に関する著作者人格権を行使しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けた場合を除き、甲及び甲の指定する者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
(取得物品の帰属)

第19条 乙が委託業務の実施を目的として取得した物品のうち、性質又は形状を変えることなく原型のまま比較的長期間（概ね1年）にわたって反復使用に耐えるものであって、かつ取得価格が50万円以上のもの（以下「取得物品」という。）の所有権は、委託業務の終了（契約の解除による終了を含む。以下同じ。）後、甲に帰属するものとする。

2 乙は、委託業務の終了後、速やかに取得物品を甲に引き渡さなければならない。ただし、次項の規定により甲が乙に取得物品を貸し付ける場合は、この限りではない。

3 乙は、取得物品について、台帳を作成の上、その占有期間中は善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

4 乙は、委託業務実績報告書を甲に提出する際、前項の台帳の写しを添付するものとする。

5 乙は、甲の職員又は、甲の指定する者による取得物品の検査の申し出があった場合は、これに応じるものとする。

6 乙が取得物品を亡失又はき損したときは、その損害はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

(合意管轄)

第20条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。

(定めのない事項の処理)

第21条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、甲乙双方協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 鈴木 康友

(乙)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 乙は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本件委託業務にかかる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が同意した場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務を更に委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(取得の制限)

第8条 乙は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第11条 乙は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

- 2 乙は、甲から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、本件委託による業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管

室等に保管しなければならない。

- (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第12条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 乙は、本件委託業務の処理に関する個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならぬ。

(立入調査等)

第14条 甲は、本件委託業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認める

ときは、乙に報告を求めるここと及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めるることはできない。

(損害賠償)

第16条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

令和7年度次世代型太陽電池導入モデル創出業務委託
仕様書（案）

1 業務概要

次世代型太陽電池の導入モデルを構築し、導入モデル構築の各段階において、官民連携プラットフォームである次世代型太陽電池部会との連携を検討、実施する。業務を通して、次世代型太陽電池の普及促進や異業種とのマッチング、県内企業等の関連ビジネスへの参入促進につなげることを目的とする。

2 業務内容

県と事前に十分に協議を行った上で、下記の業務について実施すること。

項目	内容
(1) 業務場所の選定	<ul style="list-style-type: none">静岡県内の広報効果が見込める場所を選定する（県有施設の選定も可能とする）。業務場所の現地調査及び調整を行う。
(2) 使用機器の手配	<ul style="list-style-type: none">次世代型太陽電池とは、研究開発段階であり、実証や検証を要する太陽電池とみなし、例としてペロブスカイト太陽電池や色素増感太陽電池などを対象とする。本業務に必要な機器を選定、手配する。
(3) 設置工事	<ul style="list-style-type: none">設置工事に先立ち、施工計画等を提出する。破損、盗難等に対する防止措置を行う。関連法令を遵守し、必要となる手続きを行う。導入モデル構築に必要となる機器を設置する。工事中及び設置期間中の安全保障を含むものとする。
(4) 次世代型太陽電池部会との連携	<ul style="list-style-type: none">(1)～(3)については、部会との連携を念頭に置いた上で検討し、業務内容について部会において講演又は視察を行う。

3 報告

事業全体に関する検討及び実施記録、導入モデル構築時の写真、その他県が指示したものについて、とりまとめ報告を行う。報告は書面1部及び電子データ1式（PDF及びWORD等編集が可能な形式）の提出とする。

報告内容は、広報のために利用、公開するものとするが、情報の公開を望まない内容はその旨を明示し、静岡県はその範囲を遵守するものとする。

4 その他の留意事項

- (1) 本業務は、県の監査対象であるほか、国庫支出金により行われる業務であるため、会計検査院による会計実地検査の対象となる。
- (2) 委託対象経費は本業務に直接的に必要なものに限る。なお、研究開発段階の太陽電池については、委託対象経費に含まない。契約限度額の範囲を超過する費用については受託者の負担によるものとする。
- (3) 令和7年度に取得した使用機器等について、令和8年3月に実施する審査の結果、継続が認められ、令和8年度も同機器等を使用して業務を行う場合、受託者は県から貸し付けを受けることとする。ただし、貸付期間は1年までとし、令和8年度の業務完了時には撤去を行うこととする。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、協議の上、決定するものとする。

様式第1号（契約書第12条）

委託業務実施計画書

1 委託業務の名称 令和7年度次世代型太陽電池導入モデル創出業務委託

2 契約年月日 令和 年 月 日

3 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 完了予定期日 令和 年 月 日

5 業務の内容

時期	業務内容	備考

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所
商号又は名称
氏 名

様式第2号（契約書第14条）

委託業務実績報告書

1 委託業務の名称 令和7年度次世代型太陽電池導入モデル創出業務委託

2 契約年月日 令和 年 月 日

3 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 完了年月日 令和 年 月 日

5 結果

時期	業務内容	備考

上記のとおり報告いたします。

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所
商号又は名称
氏 名